

東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成20年度 不適合管理委員会報告情報(平成20年9月17日(水)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年9月17日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I : 該当なし

区分 II : 該当なし

区分 III : 該当なし

その他 : 10 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	取水設備スクリーン洗浄装置電動機点検において、トラベリング及びパー回転式スクリーン(B)の軸受け嵌め合い部外径寸法(負荷・反負荷側)及び軸受けケース内径寸法値に判定値外れが認められたため、当該部を補修。	D	
2	3号機	タービン主蒸気系グランド蒸気蒸化器加熱蒸気圧力調節弁のデータ採取において、同弁用ポジショナー部品に動作不良(ローラーの固着)が認められたため、当該ローラを交換。	D	
3	3号機	タービン主蒸気系蒸気式空気抽出器の作動蒸気圧力調節弁のデータ採取において、同弁の作動空気減圧弁用圧力指示計に指示値不良(スティック)が認められたため、当該圧力指示計を交換。	D	
4	3号機	直流125V分電盤点検時、扉を開けたところ扉ロック機構部に破損(ナット外れ、ロックバー脱落)が認められたため、当該扉機構部を補修。	D	
5	3号機	主蒸気ドレンライン外側隔離弁駆動部点検時、当該弁のフレキシブル電線管接続部に破損が認められたため、当該電線管接続部を交換。	D	
6	3号機	残留熱除去系吸込配管止め弁(B)全閉操作時、リミットスイッチストップの脱落(ストップパネジの折損)が認められたため、当該部補修。	D	
7	3号機	主復水器連続洗浄装置(B)ボール捕集器吸出元弁点検において、弁体のライニングに損傷が認められたため、当該弁体を交換。	D	
8	3号機	タービン建屋換気空調系排気ファン(A)電動機点検において、回転子バー及び固定子スロット楔の一部に緩みが認められたため、当該回転子バーの緩み部を補修及び固定子スロット楔を打替。	D	
9	3号機	コントロール建屋1階電気品室のトレイスペース室ケーブルトレイ耐震調査において、トレイカバー取付ボルトに脱落、貫通シール部に処理不良が認められたため、当該ボルトを取付及び貫通不良箇所を補修。	D	
10	4号機	海水熱交換器電解鉄イオン供給装置停止作業時、廃棄物処理補機冷却系熱交換器電解鉄イオン注入流量計に指示値不良(スティック)が認められたため、当該イオン流量配管を清掃及び流量計を点検。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉の停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\*「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As :法令、安全協定に基づく報告事象  
:プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A :国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
:定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B :国の検査等で指摘を受けた事象  
:運転監視の強化が必要な事象
- C :品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D :通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 :消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ  
電話 0240-25-1353